

○松山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例  
施行規則

平成25年3月29日

規則第44号

改正 平成30年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は，松山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(人員に関する基準)

第3条 条例第4条第5項の規定により規則で定める基準は，次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する病院であり，かつ，老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は，条例第4条第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず，療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とすること。
- (2) 指定介護療養型医療施設の従業者は，専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし，指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この号において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き，入院患者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。
- (3) 条例第4条第1項第5号及び第3項第6号並びに第1号の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし，入院患者の処遇に支障がない場合は，当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。
- (4) 条例第4条第3項第1号の医師のうち1人は，老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師とすること。

(5) 条例第4条第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準じる者は、専らその職務に従事する常勤の者とする。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第4条 条例第8条の規則で定める方法は、患者又はその家族からの申出があった場合において、同条の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

(1) 電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、患者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、文書又は電磁的方法により

患者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入院患者から支払を受けることができる費用)

第5条 条例第15条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定介護療養型医療施設基準省令第12条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定介護療養型医療施設基準省令第12条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護療養型医療施設基準省令第12条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第15条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(感染症の予防等のための措置)

第6条 条例第32条第2項の規定により指定介護療養型医療施設が当該指定介護療養型

医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護療養型医療施設基準省令第28条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

第7条 条例第39条第1項の規定により指定介護療養型医療施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析に基づく改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(指定介護療養施設サービスの提供に関する記録)

第8条 条例第41条第2項の規定により指定介護療養型医療施設が整備しなければならない入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定介護療養型医療施設の職員の勤務体制の基準)

第9条 条例第52条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護療養型医療施設についての読替え)

第10条 ユニット型指定介護療養型医療施設についての第8条第3号の規定の適用については、同号中「条例第17条第5項」とあるのは、「条例第47条第7項」とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例付則第4項に規定する指定介護療養型医療施設については、当分の間、第3条第5号中「条例第4条第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは、「条例第4条第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

付 則 (平成30年3月26日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。